

平成23年経済センサス-活動調査の実施計画策定に向けた課題と  
検討状況(中間取りまとめ)

## はじめに

平成23年に実施される経済センサス(以下、「平成23年経済センサス」)の実施計画の企画・立案作業は、「経済センサスの枠組みについて」(経済センサス(仮称)の創設に関する検討会決定 平成18年3月31日)に基づいて、「経済センサス企画会議」(平成18年5月設置)において、主に集計事項について検討し、その検討状況は、別途「『経済センサス企画会議』における平成23年経済センサスに係る検討の取りまとめ」として取りまとめられた。

しかし、「経済センサス企画会議」における検討が集計事項中心であったため、前述の「取りまとめ」のみでは、平成23年経済センサスの検討課題と検討状況を整理して把握することが容易ではない。

そのため、当資料は、今後の平成23年経済センサスの実施計画の企画・立案に資するため、「経済センサスの枠組みについて」(本文中の明朝体部分)に前述の「取りまとめ」を組み込み、平成23年経済センサスの実施計画策定に向けた課題と検討状況を整理したものである。

## 1 経済センサス創設の背景(1P)\*

我が国の経済統計については以下のような指摘がある。事業所・企業統計調査、工業統計調査など既存大規模統計調査は、調査年次・周期が異なり、それらの結果を統合しても、我が国全体の包括的な産業統計を得ることができない、国民経済に占めるウェイトが高くなっている第3次産業分野の統計が不足しており、かつ、体系的に未整備となっている、GDPを推計するための基礎統計として、全産業をカバーする一次統計が必要である、売上高等の項目を把握することにより、事業所・企業の母集団情報のよりの確な整備が必要である。これらの指摘を受けて、各府省統計主管部局長等会議申合せにより、全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握できる統計(経済センサス)の整備を図り、既存の関連する大規模統計調査等の統廃合・合理化を図ることとされた(「統計行政の新たな展開方向」平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議申合せ)。

## 2 経済センサスの検討経緯(1P)

前述の「統計行政の新たな展開方向」を受け、関係府省等の協力を得て、「経済センサス(仮称)の創設に関する検討会」が平成16年1月に設置され、「経済センサスの枠組みについて」が取りまとめられた(平成18年3月31日)。

\* ( )内は、「経済センサスの枠組みについて」の該当ページ。

さらに、「経済センサスの枠組みについて」に基づき「経済センサス企画会議」が平成18年5月に設置され、経済センサスの実施計画の策定に向け、主に集計事項について検討を行い、その成果については、「『経済センサス企画会議』における平成23年経済センサスに係る検討の取りまとめ」として「経済センサス企画会議」に報告された(平成20年3月28日予定)。

### 3 平成23年経済センサスの意義、目的(2P)

平成23年経済センサスの意義、目的は、全産業横断的な経理項目の把握に重点を置き、経済活動の実態を明らかにする包括的な産業構造統計を整備することに加えて、統計精度の向上に資する母集団名簿の拡充を図ることにある。

経済センサスの利活用方策は以下のとおりである。

事業所・企業を対象とする各種統計調査に提供する標本調査のための抽出条件、裾切り条件、母集団復元のためのベンチマーク情報等の母集団情報の整備を図る。

産業連関表や国民経済計算(SNA 統計)の基礎資料に資するため、原則として全産業をカバーする一次統計の情報の整備を図る。

サービス経済化の進展に伴い、国民経済に占める第3次産業のウェイトが高くなっているにもかかわらず、この分野の統計が不足しており、かつ、体系的に未整備となっていることから、この分野の統計情報の整備を図る。

産業毎の統計では、当該産業に係る経済活動の実態しか把握できない一方、事業所・企業の経済活動は多角化している。そのため、経済活動の多角化に対応した統計情報及び母集団情報の整備を図る。

地域産業連関表や県民経済計算・市民経済計算の基礎資料として、また、地域の実情に応じてきめこまかな施策を展開していくための基礎資料として、地域の経済活動に関する一次統計の整備を図る。

地方消費税の清算、中小企業振興のための補助金配分等の行政施策のための基礎情報の整備を図る。

(2P)

なお、新たな事業形態の出現や情報通信技術の進展に伴って SOHO 等外観からでは捕捉が困難な事業所・企業が増加していることなど、統計調査員による調査だけでは事業所・企業を必ずしも的確に把握できないという状況が生じていることから、行政記録等を積極的に活用した調査を行い、事業所・企業の的確な把握に努めることとする。

#### 4 調査の位置づけ・名称(3P)

平成23年経済センサスは、旧統計法に規定される指定統計調査として実施する。

平成23年経済センサスの調査名称は、「経済センサス-活動調査」とする。

#### 5 調査時点・調査周期

##### (1) 調査時点(7、9P)

平成23年経済センサスで把握する項目のうち、売上高等の経理項目の対象期間は、原則として、平成22年暦年とするが、平成22年暦年を最も多く含む1年間の決算期間も認めることとし、従業者数等の項目の調査時点は、平成23年7月1日現在とする。

平成23年経済センサスの調査時点については、企業会計の処理時期、調査結果の早期提供等の観点から「平成23年7月1日現在」とするが、平成23年3月から5月の期間、統一地方選挙事務が集中することなどから、地方公共団体における平成23年経済センサスの調査事務の進め方について十分に検討することとする。

##### (2) 調査周期(4P)

経済センサスは、平成23年に実施する調査を起点として5年周期とする。

また、平成23年経済センサスの実施後、5年周期で実施する調査の間に経済センサスの枠組みの中で母集団情報の整備等のための調査を実施する。

#### 6 調査対象(3P)

経済センサスの対象は、農林漁家、「家事サービス業」及び「外国公務」を除く全ての事業所・企業とする。

「農林漁家」とは、日本標準産業分類の「大分類 A 農業、林業」あるいは「大分類 B 漁業」を営んでいる個人、「家事サービス業」とは、同「小分類 792 家事サービス業」に属する事業所のうち、個人の家庭で雇用され家事労働に従事する家事サービス業、「外国公務」とは、同中分類「96 外国公務」に属す

る事業所である。

## 7 事業所、産業分類の扱い(8P)

経済センサスにおける事業所の概念・定義は、原則として日本標準産業分類における事業所の概念・定義に従うが、考え方を整理する必要がある事業所(別紙1)について検討を行い、統一的な取扱いを定めることとする。

また、事業所の産業分類格付については、原則として日本標準産業分類に従うが、考え方を整理する必要がある事業所(別紙2)について検討を行い、統一的な取扱いを定めることとする。

## 8 調査方法等

### (1) 調査方法(8P)

平成23年経済センサスは、調査対象が農林漁家、外国公務等を除く全ての事業所・企業であることを踏まえ、現行の市区町村系統の調査員調査を基本とするが、傘下事業所の情報を本社等で一括記入する方法(本社一括調査)、郵送調査、オンライン調査による方法の導入を図り、これらの方法と調査員調査の関係を整理するとともに、現行の調査員調査の在り方の検討を十分行うこととする。

また、実査の混乱を避けるため、原則として、調査対象に対し調査票を同時期に配布し、同時期に収集することとする。

### (2) 産業別調査票の配り分け(8P)

平成23年経済センサスが統廃合される大規模周期調査の調査項目を引き継ぐことを踏まえると、調査票様式を統一することは困難であり、平成21年経済センサス等により整備された平成23年経済センサスの準備調査名簿の情報に基づき、調査客体に対し調査票を配り分けを行うこととし、調査客体に対応した様式により調査項目を把握することとする。

### (3) 準備調査名簿(8、11P)

平成23年経済センサスは、平成21年経済センサスによって得られた情報を有効に利用して、調査票の配布・収集を行うものとする。

また、平成21年経済センサスの結果のほか、平成20年工業統計調査及び平成19年商業統計調査等の結果を利用する方向で検討することとする。

## 9 調査単位と調査項目

### (1) 法人企業等单位(6P)

平成23年経済センサスにおいて対象とする経理項目は、企業会計原則に従うため、企業会計単位である法人企業等单位として把握することとする。

ここでいう法人企業等单位とは、株式会社等は法人企業単位であり、会社以外の法人、個人経営は、それぞれの事業主が経営している事業所全体を1単位とし、外国の会社、法人でない団体は事業所単位とした概念である。

### (2) 法人企業等单位で把握する項目(6P)

平成23年経済センサスにおいて法人企業等单位で把握する項目は、原則として、以下のとおりとする。

法人企業等の名称

法人企業等の種類

法人企業等の開設時期(複数事業所を有する法人企業等のみ)

資本金

法人企業等全体の従業者数(複数事業所を有する法人企業等のみ)

売上高

売上原価

販売費及び一般管理費

原材料使用額・仕入額

給与総額

減価償却費

租税公課(法人税、住民税、所得課税の事業税を除く)

福利厚生費(退職金を含む)

外注費

支払利息等

動産・不動産賃借料

なお、売上高の概念・用語については別紙3のとおりとし、経理項目については企業会計原則に従って把握することとするが、売上高以外の経理項目の概念・用語も含め、試験調査結果等を踏まえ平成23年経済センサスの調査実施計画策定までに検討し変更することもありうるものとする。

ただし、公務については売上高等の経理項目を調査しないものとする。

(3) 事業所単位で把握する項目(全事業所共通)(5P)

平成23年経済センサスにおいて全ての事業所を対象に把握する項目は、以下のとおりとする。

名称、所在地、連絡先  
本所・支所の別  
本社・本所の名称、所在地  
開設時期  
従業者数

(4) 売上高を把握する事業所(主産業と従産業)(6、12P)

ネットワーク型((5)参照)産業以外の法人企業等に属する事業所においては、事業所単位で売上高を把握することとし、主産業は詳細に、従産業は、原則、日本標準産業分類の産業大分類レベルで把握し、事業所の産業格付は、産業細分類レベルで行うこととする。

ここでは、事業所の事業活動のうち、事業所として産業格付された産業大分類レベルの事業活動を主産業といい、それ以外の事業活動を従産業という。

主産業を詳細に把握する品目分類レベルなどの設定と従産業を表章する産業大分類レベルの区分については、検討課題とする。

売上高を把握する事業所のうち特定のサービス業に属する事業所においては、売上高の産出先(提供先)・契約先を産業大分類レベルで把握することとし、特定のサービス業の選定、表章する産業大分類レベルの区分については、検討課題とする。

売上高を事業所単位で把握する事業所の産業大分類が、平成23年経済センサスの準備調査名簿における産業大分類と異なる場合は、産業大分類レベルによる産業格付変更を行い、産業大分類レベルよりも更に細かい格付が可能か検討することとする。

(5) ネットワーク型産業(6P)

いわゆるネットワーク型産業においては、売上高を事業所単位で把握することが困難であることから、これらの法人企業等の経営組織に属する事業所においては、事業所単位の売上高を把握しないこととする。

なお、ここでいうネットワーク型産業は、別紙4のとおりとするが、今後、別紙4に記載している検討事項について検討することとする。

(6) 従業者数の把握(全産業共通)(7P)

法人企業等单位及び事業所単位で把握する従業者数の区分は、以下のとおりとする。

個人業主

個人業主の家族で無給従業者

有給役員

常用雇用者

うち、正社員・正職員などと呼ばれている者

上記以外の常用雇用者

臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)

出向・派遣受入者

雇用者 = 常用雇用者 + 臨時雇用者  
~ のうち、出向・派遣送出者

従業者数 = + + + +

従事者数 = + + + + + -

上記項目について男女別に把握し、集計する。

従業者数の把握においては、「常用雇用者」などの定義・概念を明確にすることとし、「出向・派遣受入者」を「受入出向者」と「受入派遣者」に分割することについては、企業ヒアリング、試験調査等を踏まえて検討することとする。

なお、従業者数の把握については、試験調査等を踏まえ、平成23年経済センサスの調査実施計画策定までに調査事項の追加、変更を行うことがありうることとする。

(7) 従業者数の把握(産業別)

小売業、飲食サービス業など短時間労働が多い産業(大分類)においては、「正社員・正職員以外」、「臨時雇用者」の合計について就業時間換算した従業者数も把握することとし、把握する調査対象産業の範囲については検討課題とする。

産業大分類「製造業」の従業者数については、現行の工業統計調査で把握している事項(常用労働者毎月末現在数の合計)も把握することとする。

産業中分類「労働者派遣業」業者における「登録型派遣労働者」については、「常用雇用換算」での把握、集計も可能か検討する。

従業者を「開発部門」や「研究部門」などの機能部門別に把握することについては、検討課題とする。

(8) 経理項目、従業者数以外の調査項目(15P)

現在の商業統計調査(簡易調査)で調査している、商業政策上必要な調査事項(商品販売額、売場面積等)については、変化の激しい商業の実態を的確に把握する観点から、平成23年経済センサスにおいて引き続き調査する。

平成22年工業統計調査で把握する事項は、平成22年が各種経済指標の基準年であることから、原則、全ての調査事項を踏襲して平成23年経済センサスにおいて調査することとする。

調査項目については、以下の項目も検討課題とする。

企業内取引、企業グループ内取引など取引関係に関する項目

自家用貨物自動車など自家部門に関する項目

建物・土地の所有状況に関する項目

電子商取引に関する項目

エネルギー分野、観光分野等に関する項目

(9) 新設事業所(9、13P)

平成23年経済センサスの準備調査名簿に配り分け情報が掲載されていない新設事業所については、産業別に把握することとされている情報の把握は行わず、産業横断的に把握するとされている情報のみについて把握し、可能な限り詳細な産業分類格付を行い、名簿情報として提供する。

10 集計項目

(1) 1次集計(14P)

事業所単位の集計は、産業細分類で集計する。

事業所のフェース項目で把握できるもの(事業所数、法人企業数、従業者数)は全産業共通であるため、地域別に産業横断的な集計を行うこととする。

事業所単位で把握した売上高等については、売上高の概念が産業大分類により異なるため、産業大分類別に集計する。その際、地域集計についても行うこととする。

なお、新設事業所の情報は含まない前提とする。



法人企業等単位の集計は、産業中分類で集計する。

法人企業等単位で把握した経理項目は、産業横断的な集計を行うこととし、地域集計は、本社事業所の所在地で行うこととする。

なお、新設法人企業の情報は含まない前提とする。

売上高等の経理項目の対象期間は、平成22年暦年の結果とみなして集計する。

従業者数は、平成23年7月1日現在の結果として集計する。

## (2) 2次集計(14P)

法人企業等単位で把握した経理項目から、次の計算式により付加価値額を推計する。

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} &= \text{売上高} - \text{売上原価} - \text{販売費及び一般管理費} \\ &+ \text{給与総額} + \text{租税公課} \end{aligned}$$

推計された付加価値額については、従事者数により新設事業所も含めて傘下事業所に按分し、近似的な事業所ベースの付加価値額を推計し集計する。

## (3) 業務記録等の利用と補完(14P)

業務記録等は、平成23年経済センサスの調査結果と同等に取扱い集計を行うこととする。

また、経理項目の集計に際しては、関連する調査項目、業務記録等、参考情報による審査等を行い、必要に応じて推計等の手法により補完を行うこととする。

## 11 母集団情報(12P)

統計調査等業務の業務・システム最適化計画においては、平成23年経済センサスの調査結果を利用して事業所・企業データベースを更新する計画とされている。そのため、平成23年経済センサスの調査結果のうち、以下の情報を事業所・企業データベースに提供する方向で検討する。

### (1) 事業所情報

名称、所在地、従業者数等のフェース項目情報

産業細分類情報

ただし、新設事業所については可能な限り詳細な産業分類とし、平成23年経済センサスの調査結果による産業分類格付が不能な場合は、従前の格付情報を補完する。

複数の事業活動のうち従産業について、産業大分類レベルの情報

(2) 法人企業等単位の情報

法人企業等の名称、所在地、連絡先

法人企業等全体の従業者数

資本金等

産業中分類情報(傘下事業所を有していない法人企業等は産業細分類情報)

複数の事業活動のうち従産業について、産業大分類レベルの情報

なお、事業所、法人企業等単位における産業分類格付及び活動内容の情報の整備に当たっては、平成23年経済センサスの調査結果のほか、平成21年経済センサス、平成21年工業統計調査等、各種統計調査の結果を利用する方向で検討することとする。

12 審査方法

平成23年経済センサスは、全産業を対象に経理項目を調査することとしており、精度の高い集計と早期公表を行うため、調査実施部局は、各産業分野を所管する関係府省と連携して審査を行うこととする。

13 広報

経済センサスは新しい調査であるため、より効率的により効果的で幅広い広報活動を行うこととする。

14 報告者負担軽減方策(17P)

平成23年経済センサスについては、調査項目のうち経理項目を代替できる業務記録等を用いて報告者の負担軽減措置を図ることとする。

その具体的な利用方法及び利用の可否については別紙5のとおりであるが、別紙5において利用可能との整理を行っていないものを含め業務記録等の利用について引き続き検討を行うこととする。

15 既存統計調査との関係(17、19P)

既存統計調査との関係の整理や業務記録等の利活用による報告者負担軽減方策のうち更に検討が必要なものについては、引き続き検討を行うこととする。

## 16 実施体制(18P)

平成23年経済センサスは、総務省(統計局)及び経済産業省が中心となり、関係府省の協力を得て、政府が一体となり実施するものとする。このため、総務省(政策統括官、統計局)及び経済産業省は、関係府省に対して平成23年経済センサスへの積極的な参画を促すこととする。

総務省(政策統括官)は、経済センサス推進室を設置し、関係府省の協力を得て、平成23年経済センサスの調査計画の方向性の検討、関連する統計調査との関係整理等の調整を行い、平成23年経済センサスの円滑な運営、推進を行うこととする。そのため、総務省(政策統括官)は、各府省等の協力を得て「経済センサス推進関係府省会議(仮称)」を設置し、平成23年経済センサスに係る政府内の調整等を図ることとする。また、外部有識者から専門的な知見を得るため「経済センサス有識者懇談会(仮称)」を設置する。

総務省(統計局)は平成23年経済センサス準備室を設置し、関係府省の協力を得て、経済センサス推進室が策定した方向性等を踏まえた実施計画の企画立案、地方公共団体に対する委託経費にかかる事務等を行う。なお、予算要求・執行事務については、原則として、総務省(統計局)において一元化することとする。

事業所の概念・定義において考え方を整理する必要がある事業所の例示

業務請負による構内事業所  
農協(複合サービスに該当する事業所)

事業所の産業分類格付について考え方を整理する必要がある事業所の例示

パチンコ景品交換所  
携帯電話販売店

## 産業毎の売上高の概念・用語

産業(日本標準産業分類)	売上高の概念・用語
A 農業、林業、B 漁業	販売金額
C 鉱業、採石業、砂利採取業	生産金額
D 建設業	完成工事高
E 製造業	製造品出荷額、加工賃 収入、修理料収入
F 電気業・ガス・熱供給・水道業	売上高
G 情報通信業	売上高
H 運輸業、郵便業	営業収益
I 卸売業、小売業	売上高(商品販売)
J 金融業、保険業	経常収益(営業収益)、 経常費用(営業費用)
K 不動産業、物品賃貸業	売上高
L 学術研究、専門・技術サービス業	売上高
M 宿泊業、飲食サービス業	売上高
N 生活関連サービス業、娯楽業	収入金額
O 教育、学習支援業のうち 81 学校教育	消費収入
O 教育、学習支援業のうち 82 その他の教育、学習支援業	収入金額
P 医療、福祉のうち 83 医療業	医業収入
P 医療、福祉のうち 851 社会保険事業団体	営業収益
P 医療、福祉のうち上記以外及び 93 政治・経済・文化団体、94 宗教	収入金額又は必要経費 総額で代替
Q 複合サービス事業、R サービス業(他に分類されないもの)(93 政治・経済・文化団体、94 宗教を除く)	収入金額(売上高、営業収益)

## 売上高を事業所単位で把握しない産業(ネットワーク型産業)

- F 電気・ガス・熱供給・水道業
- G 情報通信業のうち
  - 37 通信業
  - 38 放送業
  - 41 映像・音声・文字情報制作業
- H 運輸業、郵便業
- J 金融業、保険業

## (検討事項)

- 1 D 建設業については、事業所単位で完成工事高が把握可能か否かについて検討を行う。
- 2 F 電気・ガス・水道・熱供給のうち 3411 ガス製造工場については、事業所単位で売上高が把握可能か否かについて検討を行う。
- 3 38 放送業のうち 383 有線放送業については、事業所単位で売上高が把握可能か否かについて検討を行う。
- 4 40 インターネット付随サービス業については、事業所単位で売上高が把握可能か否かについて検討を行う。
- 5 47 倉庫業、48 運輸に附帯するサービス業については、事業所単位で営業収益が把握可能か否かについて検討を行う。
- 6 L 不動産業については、事業所単位で売上高が把握可能か否かについて検討を行う。
- 7 Q 複合サービス業については、売上高(経済活動(品目分類など)毎)の内訳の検討を踏まえ、事業所単位で売上高が把握可能か否かについて検討を行う。
- 8 791 旅行業については、事業所単位で営業収益が把握可能か否かについて検討を行う。

## 業務記録等の利活用による報告者負担軽減の検討について

- 1 平成23年経済センサスにおいて業務記録等の利活用による報告者負担軽減を行うにあたり、以下の方法により業務記録等の利用を行うものとする。

平成23年経済センサスの準備調査名簿を作成する前に業務記録等を入手する企業・事業所の名称・所在地(前年度提出の企業・事業所の名称・所在地情報)を入手し、当該情報と平成23年経済センサスの準備調査名簿との突合を行い、平成23年経済センサスの調査票から経理項目等業務記録により把握可能な事項を除外する。

平成23年経済センサスで得られた情報(調査票で把握する情報)と業務記録により得られた情報を突合して個別データを作成し、突合後のデータを集計し公表する。

- 2 現時点で、経済センサスに利用するに当たり所要の条件を満たしており、提供可能との回答を得ている業務記録等は以下のとおりであり、これについては、当該情報を利用する方向で、平成23年経済センサスの実施に向けて調査実施部局において検討することとする。

国立大学法人損益計算書                      船舶運航事業者(内航旅客船)

- 3 現時点で、経済センサスに利用するにあたり所要の条件を満たしているものの、提供可能との回答を得ていない業務報告等は以下のとおりであり、これについては、引き続き利用可能性について検討することとする。

銀行                      信託会社                      信用金庫                      信用組合  
証券会社                      投資委託業者                      生命保険業                      損害保険業  
私学事業団資料    人材派遣業

現時点で、磁気化が図られていないが、対象範囲、掲載情報等の条件を満たしており経済センサスに提供可能との回答を得ている業務記録等は以下のとおりであり、これについては、当該情報の今後の磁気化等の状況を踏まえ、利用を図ることとする。

鉄道事業者                      軌道事業者                      旅客自動車運送事業者  
貨物自動車運送事業者                      外航運航事業者